

令和 8 年 5 月 26 日

内閣府特命担当大臣 黄川田 仁志 様

## 令和 9 年度 社会福祉制度・予算・税制等に関する要望書

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
政策委員会委員長 平田 直之

全国社会福祉協議会では、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等、民生委員・児童委員、関係福祉団体との連携・協力のもと、日本の福祉増進に努めています。

少子高齢化・人口減少が一層進展するなか、中山間地域をはじめとして福祉サービスの維持が困難となるなど、地域におけるセーフティネットの維持・確保に向けた取組は喫緊の課題です。私たちは、地域に暮らす住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会をめざして日々実践に励んでいます。

現在、「給付付き税額控除」や「食料品の消費税率ゼロ」に関する検討が行われていますが、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、財源の確保に加え、社会保障制度の充実が国民生活の安心と地域の活性化に資することへの社会的な合意を形成していく必要があります。そのため、国・自治体さらに事業者にとっては、負担のあり方も含め正しい情報提供のもとでの広報・啓発活動に一層取り組んでいかねばなりません。

こうした状況のなか、私たち福祉関係者は、「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた取組を強化する所存ですが、これを支える確実な財源の確保、制度・施策の拡充が図られるよう、以下のとおり要望します。

## 1. 安定的かつ十分な社会保障財源の確保

- (1) 全世代型社会保障構築、こどもまんなか社会実現に向け盤石な財政基盤を確立すること。
- (2) 給付付き税額控除の導入や食料品に対する消費税率ゼロ化の検討にあたっては、社会保障財源に空白を生ずることのないよう、確実に予算を確保すること。
- (3) 物価高騰等の影響が長きに及ぶなか、事業継続を可能とする水準までの介護・障害福祉サービス等報酬の基本報酬部分の抜本的なプラス改定を行うこと。
- (4) すべてのこどもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保すること。

## 2. 福祉サービスの基盤維持と「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた取組強化、地域の権利擁護体制の拡充等

- (1) 長期化する物価高騰に対し、サービス種別間での格差が生ずることなく、十分な財政支援を講ずること。
- (2) 施設・設備整備費補助金等の補助額（率）を実勢価額に即して抜本的に改善し、事業継続に必要な福祉施設等の建替や大規模修繕等を可能とすること。
- (3) 誰もが地域で暮らし続けられるよう、生活困窮者自立支援施策の拡充や重層的支援体制の整備促進、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用促進にかかる財政措置の拡充、体制強化を図ること。

## 3. 福祉・介護人材の確保・定着

- (1) 福祉・介護人材の賃金について、全産業平均と遜色ない水準までの賃金改善を早急に実現すること。
- (2) 継続的かつ確実な処遇改善が図られるよう、3年に1度の報酬改定ではなく全産業の平均賃金や、物価上昇に連動するしくみを導入すること。
- (3) 処遇改善加算の一元化、対象となっていない事業・職種への拡大を図るとともに、法人裁量のさらなる弾力化を講じること。
- (4) 今般の社会福祉法等の一部改正法案をも踏まえ、福祉・介護人材確保や定着に向け、実効性のある連携体制の構築、関係施策の強化・拡充を図ること。

## 4. 災害時福祉支援体制の抜本的強化

- (1) 「災害福祉支援センター」を全都道府県社協に設置するとともに、その運営に要する予算を確保すること。
- (2) 災害拠点福祉施設の制度化やDWAT（災害派遣福祉チーム）の専任職員配置など、平時からの体制強化を促進すること。
- (3) 災害時における応援職員派遣費用の公費負担化、避難等で利用者が減少した場合の収入保障への財政措置、施設・設備等の強靱化（さらなる耐震化、非常用電源確保、生活用水確保、備蓄品の増強等）を推進すること。

## 5. 社会福祉法人税制の堅持

地域福祉の拠点としての公益的な活動を継続できるよう、社会福祉法人の法人税非課税や軽減税率、みなし寄付金制度を堅持すること。

# 令和 9(2027)年度 社会福祉制度・予算 分野別個別要望事項

1. こどもまんなか社会の実現 p. 4
2. 地域共生社会実現に向けた地域づくり p. 6
3. 地域生活を支える権利擁護の推進 p. 7
4. 福祉サービスの基盤維持と質の向上 p. 9
5. 福祉・介護を支える人材の確保・育成・定着 p. 11
6. 災害福祉支援活動の強化 p. 13

## 1. こどもまんなか社会の実現

- (1) **社会的養護を必要とするすべての子どもを真に支援するための働きかけと財源確保**
  - ① 令和7年度を始期とする後期社会的養育推進計画が各都道府県において策定され、家庭的養育優先原則をもとに、国が示した里親委託率等の数値目標にあわせた支援が進められている。社会的養護を必要とする子どもが真に必要なとする支援につながるため、自治体に対して措置・委託を検討する際には当事者である子どもの意見を十分に反映するよう指導すること。
  - ② 社会的養護関係施設は、里親での養育が困難な子どもへの専門的・重点的な対応を行う一方、里親支援も含め地域の子ども・子育て家庭の支援等、高機能化・多機能化が求められている。被虐待経験や心身の障害、発達に課題のある子ども、また、生活困窮等、社会的養護を必要とする子どもの状態が深刻化・重篤化し、入所時の子どもの年齢が上がっているなか、社会的養護関係施設がその機能を発揮し、支援を必要とする子ども一人ひとりに必要かつ十分な養育・支援が行き届くよう予算を確保すること。
- (2) **児童相談所、市区町村における支援体制の強化、社会的養護関係施設の積極的な活用**
  - ① 一時保護の利用が増えるなか、児童相談所が委託先の施設に一時保護を行う子どもやその家族等の情報を十分に伝えていない状況が生じている。入所措置・一時保護委託を行う際には、それらの情報が迅速、確実に受け入れ先の施設に伝わるよう徹底されるとともに、子どもや家族等の状況をしっかりとアセスメントできるよう、児童相談所の抜本的な体制強化を図ること。
  - ② さまざまな厳しい課題を抱える子ども・子育て家庭を支えていくためには、社会的養護関係施設が今まで培ってきた専門的な機能を十分に発揮する必要がある。都道府県、児童相談所、市区町村との連携・協働のもとに自治体の財政事情や判断に左右されることなく居住地等で格差が出ないように、入所や支援などが確実に行われるよう効果的、積極的な活用が促されるような働きかけ、体制整備等を推進すること。
- (3) **児童福祉施設の職員配置基準の改善等**
  - ① 社会的養護関係施設で働く職員の離職防止を図り、さまざまな厳しい課題を抱える社会的養護を必要とする子どもの養育・支援環境を安定的なものとするため、働き方改革を踏まえた労働環境の整備と職員配置基準の抜本的な見直し、予算措置を講ずること。
  - ② 子どもたちにしっかりと向き合い、「保育所保育指針」等のねらいを達成するためには、配置基準の改善は急務である。1歳児について講じられた加算措置は、質の高い保育の実施を目的とした職員配置基準改善として、加算要件を課すことは本来の主旨に則さないため、さらなる改善を行うこと。
  - ③ 応答的なかかわりが重要となる2歳児の配置基準の改善とともに、近年、子どもの発達の個人差も大きく、個別に対応する必要性が増しているなか、看護師や栄養士、調理員、事務員等も含めて、現行の配置のあり方が適当なのか、しっかりと精査を行

うこと。

- ④ 令和7年10月に法定化された保育士・保育所支援センターについて、各センターが基本業務に加えて地域の実情に即した機能強化に取り組むことで今日的な役割を果たすことができるよう、十分な予算と人員体制を確保すること。

#### (4) 安全・安心で質の高い保育を継続するための公定価格の充実等

- ① 公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持すること。
- ② 保育士の勤務年数の長期化を踏まえ、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げや加算対応等を講ずること。
- ③ 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域社会でその役割を果たすため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすること。
- ④ 施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを定めること。
- ⑤ 令和8年4月から本格実施された「こども誰でも通園制度」について、あらためてその主旨の徹底と必要な財源を確保し、多くの施設が新たな負担なくこの制度の事業者となることができる環境を整えること。

#### (5) 一人ひとりの子どもの発達過程やその日の状況に応じた食事提供の保障

- ① 3歳未満児への給食外部搬入を全国展開するにあたっては、子ども一人ひとりの「その日・その時」の状況や成長・発達段階に応じたきめ細かな対応が可能となるような要件を設定すること。

#### (6) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の堅持・継続

- ① 令和8年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度について、掛金に対する現行の公費助成を堅持・継続すること。

#### (7) 「こどもまんなか」の理念に即した保育所保育指針等の改定

- ① 現在、こども家庭庁と文部科学省において行われている保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方に関する検討に際し、保育の現場に携わる者の意見を十分に聴取、反映すること。
- ② 保育所保育指針等の改定に際し、乳幼児がいずれの施設に通っていても質の高い保育が等しく保障されるよう、現在の三要領・指針の一本化に向けて検討を進めること。

## 2. 地域共生社会実現に向けた地域づくり

### (1) 生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制の拡充・強化

- ① 物価高騰等を受けた生活困窮者の増加や相談内容の複雑化に対応するため、生活困窮者自立支援制度等の相談支援体制を強化すること。
- ② 賃金や物価の上昇に応じて、生活困窮者自立支援制度にかかる補助・委託額が引き上げられるよう、基準額の見直しや自治体への働きかけを行うこと。
- ③ コロナ特例貸付借受人の自立支援、生活再建支援の推進に向けて包括的な支援を展開するため、社協と自立相談支援機関の連携強化が図られるよう、自治体に対する指導を強化すること。
- ④ 各地域における包括的支援体制や生活困窮者自立支援施策に無料低額診療事業を適切に位置づけ、その実施主体である福祉医療施設のネットワークへの参画や積極的な活用が図られるよう、市町村、福祉事務所や自立相談支援事業所等に対する働きかけを行うこと。

### (2) 包括的支援体制の整備に必要な予算の確保

- ① 重層的支援体制整備事業について、令和 8 年度以降、新たに事業を開始する自治体は交付基準額が大きく引き下げられたことで事業が停滞することのないよう、各自治体の取り組み内容に応じて交付基準額を増額すること。
- ② 重層的支援体制整備事業の今後のあり方（事業実施にあたっての検討プロセスや評価方法）、過疎地域における新たな仕組み等に関して、社協等からの意見をふまえた丁寧な検討を行うこと。

### (3) 住宅確保要配慮者への支援に向けた体制の整備

- ① 居住支援法人および居住支援協議会の安定運営が可能となるよう、国土交通省との連携により財政支援を拡充すること。
- ② 緊急一時的な支援やニーズに応じた住まい確保のため、養護老人ホーム等の福祉施設の積極的な活用を自治体に働きかけること。

### (4) 基幹相談支援センター事業等の第二種社会福祉事業への位置づけ

- ① 地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業等、地域生活支援事業により実施される相談支援を第二種社会福祉事業に位置づけること。

### (5) 老人クラブ活動を推進する体制の充実および活動等助成費の充実

- ① 全国各地の老人クラブが行う高齢者の健康づくりや相互の支え合い、見守りやサロン活動をさらに広げていくため、十分な助成費を確保すること。

### 3. 地域生活を支える権利擁護の推進

#### (1) 頼れる身寄りがいない高齢者等を地域で支えるための権利擁護体制の構築

- ① 身寄りのない高齢者等の急病時や逝去時において、民生委員や施設職員等が法的権限のないまま対応を迫られるケースが増加している。現場の負担と不安を解消するため、国が示すとされるガイドラインへ現場の実態を踏まえた対応策を盛り込むとともに、市町村の責務として市町村が主体的に役割を発揮し、地域の実情に応じた実効性のある権利擁護体制の構築に向けた方策を講ずること。
- ② 新たな第二種社会福祉事業について、判断能力が不十分な者と身寄りのない高齢者等では状態像が異なることから、日常生活自立支援事業との役割分担と接続の明確化を図り、契約や支援において混乱が生じないよう社協の意見をふまえた運用について丁寧な検討を行うこと。
- ③ 新たな第二種社会福祉事業になることによる対象者の拡大や需要の増加に対応しうる支援体制が整備できるよう、十分な財源を確保すること。
- ④ 資力が十分でなくても支援の必要性がある者が利用できるよう、利用料が高額にならないような仕組みを構ずること。
- ⑤ 新たな第二種社会福祉事業により、現行事業の利用者が支援を十分に受けられなくなるなどの不利益が生じることのないよう対応策を講ずること。

#### (2) 日常生活自立支援事業の体制強化と拡充

- ① 利用希望者の待機が多く発生していること、また、認知症高齢者の増加などに伴う課題の複雑化に対応するため、その実施体制と財政措置を抜本的に強化すること。
- ② 市町村関与のもと、成年後見制度利用促進や包括的支援体制との連携を確保すること。
- ③ 適正な事業運営と事業の透明性を確保するため、運営適正化委員会の体制強化、今日的な運営監視のあり方について検討し、必要な見直しを行うこと。

#### (3) 成年後見制度の適切な利用のための中核機関の体制整備に係る財政措置の拡充等

- ① 成年後見制度の見直しに対応し、中核機関（権利擁護支援推進センター）が必要な役割を果たすことができるよう、専門性の高い人材の配置を可能とする財政措置を講ずること。
- ② 賃金や物価の上昇に応じ、中核機関等の補助・委託額が引き上げられるよう、基準額の見直しや自治体への指導を行うこと。
- ③ 社協の法人後見への期待が大きくなるなか、後見報酬のみでは受任体制の整備が困難であることから、成年後見制度の見直しをふまえ今後の法人後見のあり方および体制整備のあり方等について検討を行うこと。

**(4) 福祉サービス第三者評価事業並びに運営適正化委員会事業の早期見直し**

- ① 創設から 25 年が経過した福祉サービス第三者評価事業について、本会（全社協）「福祉サービス第三者評価事業の今後のあり方に関する検討会 報告書」（令和 4 年 3 月）をふまえ、制度全体に係る改善を早期に実現すること。
- ② 創設から 25 年が経過した運営適正化委員会事業について、本会「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会 報告書」（令和 5 年 3 月）をふまえ、その改善を早期に実現すること。
- ③ 保育所等、また、社会的養護関係施設等の質の向上を図るため、本会が担う福祉サービス第三者評価事業「全国推進組織」の役割とされている施設種別別の第三者評価基準見直しや受審結果の公表等に係る業務に対する財政措置を講ずること。

## 4. 福祉サービスの基盤維持と質の向上

- (1) 民生委員・児童委員の活動環境整備、なりて確保のための国および自治体の取組強化
  - ① 民生委員・児童委員のなりて確保に向け、負担軽減や環境整備等について制度を所管する厚生労働省およびこども家庭庁にて十分に議論し、その具体化を図ること。
  - ② 民生委員・児童委員は、直接訪問のみならず電話による連絡調整、資料作成など、個人負担となる経費が少なくないなか、近年の物価上昇により、ガソリン代・交通費等の負担が増しているため、国の算定基礎額について令和 8 年度予算での見直しをも踏まえて抜本的に増額すること。
  - ③ 民生委員・児童委員が安心して活動できるよう、活動保険の保険料の全額公費化（現在は国が 1/2 負担）を早期に実現すること。
  - ④ 高齢者世帯の急増や住民の地域生活課題の多様化のなか、委員一人ひとりの力量の向上が不可欠であるため研修機会の充実に加え、弁護士等の専門家との連携ができる相談支援体制の構築、地区民児協の基盤強化のための事務局体制の充実など、国による財政支援、自治体の主体的な対応に向けた働きかけを強化すること。
- (2) 人口減少地域等におけるサービス提供体制の確保
  - ① 少子・高齢化、人口減少が進展するなか、全国どこでも必要な福祉サービスを利用できるよう、社会福祉法人、福祉施設・事業所の多機能化・多角化や業種転換・転用等、サービス提供体制の確保に向けた資金の用途制限や国庫補助金の返還ルールの弾力化等の制度改善を行うこと。
  - ② 近年、子育て支援として教育や保育の分野における自治体間格差が顕著であり、こうした格差が人口の流入出にもつながっていることから、国と自治体の役割分担の見直しも含め、過度な格差が是正されるような措置を講ずること。
  - ③ 地域医療介護総合確保基金について、地域の実情に応じて障害・児童を含むすべての福祉分野への活用を可能とする柔軟かつ効果的な運用とすること。
- (3) 介護保険の利用にかかる低所得者等の利用者負担軽減措置の実施
  - ① 低所得者等が必要な介護サービスを適切に利用できるよう、きめ細やかな負担軽減措置を講ずること。
- (4) 福祉施設・事業所等における職員配置基準の改善
  - ① 福祉サービスの質の向上、職場環境の改善、感染症や災害等の緊急時に備えるため、福祉施設・事業所の職員配置基準の改善、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の職員体制を強化すること。
  - ② 地域生活課題が複雑化・複合化するなか、包括的支援体制等を構築するためには、地域の福祉拠点としての専門性とノウハウを有する福祉施設・事業所のソーシャルワーク機能を高めることが重要であるため、ソーシャルワーク専門職等の加配を行うこと。

(5) 令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定における「臨時応急的な見直し」について

- ① 「臨時応急的な見直し」は、適切な運営を行う事業者にマイナスの影響を与えるものであり、到底納得できるものではない。自治体による指定の在り方や制度理念に反する不適切な運営を行う事業者への対応を徹底することにより、二度とこのようなことを行わないこと。

## 5. 福祉・介護を支える人材の確保・育成・定着

### (1) 人材確保対策推進のための国の体制強化

- ① 次世代の福祉人材確保の素地を築く福祉教育推進や進路選択に資する福祉の仕事の魅力と理解促進等に向け、文部科学省、厚生労働省、こども家庭庁等との実効性ある有機的な連携を確保すること。
- ② ハローワークと福祉人材センターの連携促進をはじめ、あらゆる世代の就労や活躍を支援するための厚生労働省労働部局と福祉部局の連携を確保すること。
- ③ 将来の福祉分野への職業選択を見据えた啓発やキャリア教育等に際しては、学校や教育委員会との連携・協力が不可欠であり、中長期の人材確保を行ううえで文部科学省との連携と協働を確保すること。

### (2) 複数資格の取得促進と専門人材の処遇改善

- ① サービスの質の確保・向上、また、限られた人員で幅広い課題への対応を可能とするため、複数資格取得の促進に向けたしくみの構築と財政措置を講ずること。

### (3) 福祉人材センター機能の強化のための財源確保

- ① 地域の人材確保のためのプラットフォームの事務局機能を期待され、また介護福祉士等届出制度の拡充やハローワーク連携事業改正に伴う業務負担が見込まれるなか、人員体制の強化と安定的な財源を確保すること。
- ② 福祉人材センター職員には、事業者や求職者との信頼関係の構築、相談やマッチング、採用者の定着支援、事業所支援のスキル向上等が求められるため、センター職員の継続的・安定的な雇用が不可欠であり、とくに約 8 割が非正規職員であるキャリア支援専門員の正規職員化および増員を図ること。

### (4) 福祉施設・事業所等における ICT・福祉機器等の利用拡充

- ① 福祉・介護人材の確保・定着等を促進し福祉サービスの質の向上につなげるため、ICT・福祉機器等を活用した業務改善・効率化を進め、職員の業務負担の軽減や職場環境の改善を図ることができるよう、各種の取組を行う社会福祉法人、福祉施設・事業所へのさらなる財政支援や活用促進施策を拡充すること。
- ② ICT・福祉機器等の活用促進にあたり、公的価格の引下げや職員配置基準の緩和措置等を行わないこと。

### (5) 外国人人材受入れのための環境整備

- ① 外国人人材が安心して福祉・介護の職場で働き続けられるよう、就学や生活支援等、受入れ環境の整備に係る財政措置を拡充すること。

### (6) 介護福祉士修学資金等貸付制度等推進のための予算確保、償還免除要件の緩和等

- ① 複数年にわたる貸付において、貸付時に必要な貸付原資総額が確保されること、ま

た、必要な相談支援を行うための事務体制の強化を図ること。

② 償還免除要件について、現行の5年間の就業条件を緩和すること。

## 6. 災害福祉支援活動の強化

### (1) 平時からの体制整備、災害時支援体制の強化等

- ① 災害福祉支援の拠点として広域的な応援・受援に係る調整、また、平時にあつては人材確保、訓練、関係団体との連携強化、災害ケースマネジメントの推進、地域における防災に係る意識啓発等を担う「災害福祉支援センター」を災害法制に位置付け、全都道府県社会福祉協議会への設置・運営のための関係予算を確保すること。
- ② 令和7年度に実施した「災害拠点福祉施設モデル事業」の成果を踏まえ、発災後早期にDWATを展開するための拠点、DWATの人材確保、福祉避難所と機能し、受援、応援体制の充実を図る観点から令和9年度からの制度化を実現すること。
- ③ 災害福祉支援ネットワーク事務局について、都道府県における災害福祉支援体制の充実を図るため、少なくとも5名の専任職員の配置を可能とするなどの抜本的な財政措置を講ずること。

### (2) 災害ボランティアセンターの設置運営に係る公費負担の拡大

- ① 災害ボランティアセンターの迅速かつ安定的な運用に向け、設置に係るセンター本体および駐車場の賃借料、ボランティアを現地で移送するためのバス賃借料等、ボランティアが活動するための環境を整備するための費用の公費負担化を実現すること。

### (3) 被災した社会福祉法人、福祉施設等の事業継続・早期再開に向けた支援策の拡充等

- ① 被災した社会福祉法人、福祉施設等が事業継続や早期再開を図れるよう、利用者の避難が続く状況にあつても、その実員によらない収入保障等のしくみを構築すること。
- ② 被災した福祉施設等の修繕、建替等のための補助金について、原状回復を基本としないこと、また、申請要件の緩和、手続きの簡素化、複数年での予算執行を可能とする等の見直しを行うこと。
- ③ 被災時に社会福祉法人、福祉施設等の事業継続を可能とするための強靱化（さらなる耐震化、非常用電源、生活用水確保、備蓄品の増強等）が着実に進むよう財政措置その他の推進策を講ずること。
- ④ 被災した社会福祉法人、福祉施設等への円滑な応援職員派遣のため、要する費用を公費負担とすること。

## 【要望団体】

# 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

### (構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会  
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉  
全国民生委員児童委員連合会  
全国社会就労センター協議会  
全国身体障害者施設協議会  
全国保育協議会  
全国保育士会  
全国児童養護施設協議会  
全国乳児福祉協議会  
全国母子生活支援施設協議会  
全国福祉医療施設協議会  
全国救護施設協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
全国ホームヘルパー協議会  
日本福祉施設士会  
全国社会福祉法人経営者協議会  
障害関係団体連絡協議会  
全国厚生事業団体連絡協議会  
高齢者保健福祉団体連絡協議会  
全国老人クラブ連合会